

「応急危険度判定士」ご登録のお願い

公益社団法人大阪府建築士会

応急危険度判定士とは

- ・大地震の発生直後、余震等による建築物の倒壊や部材の落下など危険性を応急的に判定し、人命に関わる二次災害の防止を目的とした緊急調査を行ない、住民の安全を確保するという役割を果たすのが「応急危険度判定士」です。
- ・調査による判定結果は「危険」「要注意」「調査済」の3段階で、建物の出入口など見やすい場所にステッカーで表示されます。
- ・建築士の方は下記の「応急危険度判定（養成）講習会」を受講することで、大阪府に判定士として登録されます。



応急危険度判定士の派遣

- ・平成23年、本会は会員の応急危険度判定士を被災地に派遣する「大地震時の建築物及び宅地の応急危険度判定士の派遣協定」を大阪府と締結しました。
- ・本会ではメールによる応急危険度判定士連絡体制を整備しており、大地震発生時に府からの依頼に応じて判定士の参集要請を行います。
- ・参集可能な判定士は、府の指示により被災地に赴き応急危険度判定活動を行います。

応急危険度判定(養成)講習会

講習会の日程や詳細、お申し込みは下記までご連絡ください。

一般財団法人大阪建築防災センター 企画耐震部 TEL : 06-6942-0190 <https://www.okbc.or.jp/course/>

【ご注意ください】

応急危険度判定士の登録有効期間は、登録した日の属する年度の翌年度から起算して5年間です。期限切れの場合は判定活動に参加できないため、更新が必要となります。詳細は下記までお問い合わせください。

大阪府都市整備部 事業調整室 都市防災課 TEL : 06-6944-6057

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenchikubosai/oq_touroku/